



平成 23 年 5 月 23 日

各 位

会社名 株式会社京葉銀行  
代表者名 取締役頭取 小島 信夫  
(コード番号 8544 東証第一部)  
問合せ先 取締役経営企画部長 熊谷 俊行  
(TEL. 043-222-2121)

## 役員報酬体系の見直し及び株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当行は、役員報酬体系の見直しの一環として、平成 23 年 5 月 23 日開催の取締役会において役員退職慰労金制度の廃止、取締役及び監査役の報酬額の改定および株式報酬型ストックオプションの導入に関する議案を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 105 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 目的

役員の実績向上及び企業価値向上への貢献意欲を高めることにより、株主を重視した経営を更に推進するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、現行の役員報酬体系を見直すものであります。

#### 2. 内容

##### (1) 役員退職慰労金制度の廃止

従来の役員退職慰労金制度を本年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会終結の時をもって廃止するため、当該株主総会後も引き続き在任する取締役及び監査役に対し、当該株主総会終結までの在任期間を対象に、従来の当行所定の基準に従い、役員退職慰労金を打ち切り支給する旨の議案を本年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

なお、その支給時期は当該取締役及び監査役の退任時を予定しております。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬額の改定

役員報酬体系の見直しにより、取締役の報酬額を賞与も含めた年額報酬に改め、また監査役の報酬額をコーポレート・ガバナンスの要としての独立性を確保するため賞与を廃止し、全てを固定の年額報酬と改める旨の議案を本年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

##### (3) 株式報酬型ストックオプションの導入

当行の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、取締役に対し、権利行使価格を 1 株当たり 1 円に設定した株式報酬型ストックオプションを導入する旨の議案を本年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

なお、取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容は、次のとおりといたします。

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当行普通株式とし、新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当行が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当行普通株式360,000株を、各事業年度に係る当行定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

② 新株予約権の総数

3,600個を各事業年度に係る当行定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当行取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当行に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当行取締役会で定める期間とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当行取締役会において定めるものとする。

⑧ 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当行取締役会において定めるものとする。

以上

（ご参考）役員報酬体系の新旧比較

|      | 取締役                    | 監査役  |
|------|------------------------|------|
| 現行制度 | 固定報酬＋賞与＋役員退職慰労金        | 同左   |
| 新制度  | 固定報酬＋賞与＋株式報酬型ストックオプション | 固定報酬 |